

【令和8年度版】

歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（令和8年5月15日現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
C000-00	303016910	歯科訪問診療4（診療所）（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又は在宅療養支援歯科病院の施設基準適合保険医療機関以外の保険医療機関等）（1日につき）	5	注加算グループ	C128	0000	【令和8年6月診療分から適用】
C000-00	303017010	歯科訪問診療4（病院）（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又は在宅療養支援歯科病院の施設基準適合保険医療機関以外の保険医療機関等）（1日につき）	5	注加算グループ	C159	0000	〃
C000-00	303017110	歯科訪問診療4（診療所）（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又は在宅療養支援歯科病院の施設基準適合保険医療機関以外の保険医療機関等）（診療時間が20分未満の場合）（1日につき）	5	注加算グループ	C170	0000	〃
C000-00	303017210	歯科訪問診療4（病院）（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又は在宅療養支援歯科病院の施設基準適合保険医療機関以外の保険医療機関等）（診療時間が20分未満の場合）（1日につき）	5	省略名称	訪問診療4（病院）（歯援診1、歯援診2等以外）（20分未満）	歯科訪問4（病院）（歯援診1、歯援診2等以外）（20分未満）	〃
			5	注加算グループ	C171	0000	〃
C000-00	303017310	歯科訪問診療5（診療所）（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又は在宅療養支援歯科病院の施設基準適合保険医療機関以外の保険医療機関等）（1日につき）	5	注加算グループ	C220	0000	〃
C000-00	303017410	歯科訪問診療5（病院）（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又は在宅療養支援歯科病院の施設基準適合保険医療機関以外の保険医療機関等）（1日につき）	5	注加算グループ	C222	0000	〃
C000-00	303017510	歯科訪問診療5（診療所）（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又は在宅療養支援歯科病院の施設基準適合保険医療機関以外の保険医療機関等）（診療時間が20分未満の場合）（1日につき）	5	注加算グループ	C221	0000	〃
C000-00	303017610	歯科訪問診療5（病院）（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又は在宅療養支援歯科病院の施設基準適合保険医療機関以外の保険医療機関等）（診療時間が20分未満の場合）（1日につき）	5	省略名称	訪問診療5（病院）（歯援診1、歯援診2等以外）（20分未満）	歯科訪問5（病院）（歯援診1、歯援診2等以外）（20分未満）	〃
			5	注加算グループ	C223	0000	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M002-00	313002720	支台築造（1歯につき）（間接法）（メタルコアを用いた場合（大白歯））	5	新又は現点数/点数等	173.00	139.00	【令和8年6月診療分から適用】 令和8年4月30日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M002-00	313002820	支台築造（1歯につき）（間接法）（メタルコアを用いた場合（小白歯・前歯））	5	新又は現点数/点数等	108.00	86.00	〃
M010-00	313010920	金属歯冠修復（1個につき）（14カラット金合金（インレー（複雑なもの）））	5	新又は現点数/点数等	2690.00	2562.00	〃
M010-00	313011020	金属歯冠修復（1個につき）（14カラット金合金（4分の3冠））	5	新又は現点数/点数等	3361.00	3201.00	〃
M010-00	313011120	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（インレー（単純なもの））））	5	新又は現点数/点数等	691.00	574.00	〃
M010-00	313011220	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（インレー（複雑なもの））））	5	新又は現点数/点数等	1277.00	1062.00	〃
M010-00	313011320	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（5分の4冠）））	5	新又は現点数/点数等	1607.00	1337.00	〃
M010-00	313011420	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（全部金属冠）））	5	新又は現点数/点数等	2023.00	1682.00	〃
M010-00	313011520	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（インレー（単純なもの））））	5	新又は現点数/点数等	470.00	391.00	〃
M010-00	313011620	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（インレー（複雑なもの））））	5	新又は現点数/点数等	935.00	778.00	〃
M010-00	313011720	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（4分の3冠）））	5	新又は現点数/点数等	1155.00	961.00	〃
M010-00	313011820	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（5分の4冠）））	5	新又は現点数/点数等	1155.00	961.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-00	313011920	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯・前歯（全部金属冠）））	5	新又は現点数/点数等	1448.00	1204.00	【令和8年6月診療分から適用】 令和8年4月30日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M010-00	313012920	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（大臼歯（インレー（単純なもの））））	5	新又は現点数/点数等	51.00	36.00	〃
M010-00	313013020	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（大臼歯（インレー（複雑なもの））））	5	新又は現点数/点数等	89.00	62.00	〃
M010-00	313013120	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（大臼歯（5分の4冠）））	5	新又は現点数/点数等	116.00	80.00	〃
M010-00	313013220	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（大臼歯（全部金属冠）））	5	新又は現点数/点数等	142.00	99.00	〃
M010-00	313013320	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小臼歯・前歯・乳歯（インレー（単純なもの））））	5	新又は現点数/点数等	32.00	22.00	〃
M010-00	313013420	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小臼歯・前歯・乳歯（インレー（複雑なもの））））	5	新又は現点数/点数等	66.00	46.00	〃
M010-00	313013520	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小臼歯・前歯・乳歯（4分の3冠（乳歯を除く。））））	5	新又は現点数/点数等	82.00	57.00	〃
M010-00	313013620	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小臼歯・前歯・乳歯（5分の4冠（乳歯を除く。））））	5	新又は現点数/点数等	82.00	57.00	〃
M010-00	313013720	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小臼歯・前歯・乳歯（全部金属冠）））	5	新又は現点数/点数等	104.00	72.00	〃
M010-03	313037020	接着冠（1歯につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上））（前歯）	5	新又は現点数/点数等	1155.00	961.00	〃
M010-03	313037120	接着冠（1歯につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上））（小臼歯）	5	新又は現点数/点数等	1155.00	961.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-03	313037220	接着冠（1歯につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上））（大白歯）	5	新又は現点数/点数等	1607.00	1337.00	【令和8年6月診療分から適用】 令和8年4月30日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M010-03	313037320	接着冠（1歯につき）（銀合金）（前歯）	5	新又は現点数/点数等	82.00	57.00	〃
M010-03	313037420	接着冠（1歯につき）（銀合金）（小臼歯）	5	新又は現点数/点数等	82.00	57.00	〃
M010-03	313037520	接着冠（1歯につき）（銀合金）（大白歯）	5	新又は現点数/点数等	116.00	80.00	〃
M010-04	313037620	根面被覆（1歯につき）（根面板によるもの）（金銀パラジウム合金（金12%以上））（大白歯）	5	新又は現点数/点数等	691.00	574.00	〃
M010-04	313037720	根面被覆（1歯につき）（根面板によるもの）（金銀パラジウム合金（金12%以上））（小臼歯・前歯）	5	新又は現点数/点数等	470.00	391.00	〃
M010-04	313037820	根面被覆（1歯につき）（根面板によるもの）（銀合金）（大白歯）	5	新又は現点数/点数等	51.00	36.00	〃
M010-04	313037920	根面被覆（1歯につき）（根面板によるもの）（銀合金）（小臼歯・前歯）	5	新又は現点数/点数等	32.00	22.00	〃
M011-00	313014120	レジン前装金属冠（1歯につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合）	5	新又は現点数/点数等	1803.00	1500.00	〃
M011-00	313014320	レジン前装金属冠（1歯につき）（銀合金を用いた場合）	5	新又は現点数/点数等	230.00	159.00	〃
M017-00	313015720	ポンティック（1歯につき）（鑄造ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯）））	5	新又は現点数/点数等	2328.00	1936.00	〃
M017-00	313015820	ポンティック（1歯につき）（鑄造ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	1754.00	1459.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M017-00	313015920	ポンティック（1歯につき）（鑄造ポンティック（銀合金（大白歯・小白歯）））	5	新又は現点数/点数等	108.00	76.00	【令和8年6月診療分から適用】 令和8年4月30日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M017-00	313016420	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合（前歯）））	5	新又は現点数/点数等	1399.00	1164.00	”
M017-00	313016520	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（銀合金を用いた場合（前歯）））	5	新又は現点数/点数等	138.00	97.00	”
M017-00	313031920	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合（小白歯）））	5	新又は現点数/点数等	1754.00	1459.00	”
M017-00	313032020	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合（大白歯）））	5	新又は現点数/点数等	2328.00	1936.00	”
M017-00	313032120	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（銀合金を用いた場合（小白歯）））	5	新又は現点数/点数等	138.00	97.00	”
M017-00	313032220	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（銀合金を用いた場合（大白歯）））	5	新又は現点数/点数等	138.00	97.00	”
M020-00	313018420	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（双子鉤（大・小白歯）））	5	新又は現点数/点数等	3528.00	3055.00	”
M020-00	313018520	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（双子鉤（犬歯・小白歯）））	5	新又は現点数/点数等	2870.00	2486.00	”
M020-00	313018620	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（二腕鉤（レストつき）（大白歯）））	5	新又は現点数/点数等	2870.00	2486.00	”
M020-00	313018720	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（二腕鉤（レストつき）（犬歯・小白歯）））	5	新又は現点数/点数等	2204.00	1909.00	”
M020-00	313018820	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（二腕鉤（レストつき）（前歯（切歯））））	5	新又は現点数/点数等	1697.00	1470.00	”

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M020-00	313018920	鑄造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（双子鉤（大・小白歯）））	5	新又は現点数／点数等	1862.00	1548.00	【令和8年6月診療分から適用】 令和8年4月30日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M020-00	313019020	鑄造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（双子鉤（犬歯・小白歯）））	5	新又は現点数／点数等	1456.00	1211.00	”
M020-00	313019120	鑄造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（二腕鉤（レストつき）（大白歯）））	5	新又は現点数／点数等	1278.00	1063.00	”
M020-00	313019220	鑄造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（二腕鉤（レストつき）（犬歯・小白歯）））	5	新又は現点数／点数等	1111.00	924.00	”
M020-00	313019320	鑄造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（二腕鉤（レストつき）（前歯（切歯））））	5	新又は現点数／点数等	1031.00	857.00	”
M021-00	313019920	線鉤（１個につき）（１４カラット金合金（双子鉤））	5	新又は現点数／点数等	1650.00	1438.00	”
M021-00	313020020	線鉤（１個につき）（１４カラット金合金（二腕鉤（レストつき）））	5	新又は現点数／点数等	1275.00	1111.00	”
M021-02	313026520	コンビネーション鉤（１個につき）（鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金１２％以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（前歯））	5	新又は現点数／点数等	515.00	429.00	”
M021-02	313026620	コンビネーション鉤（１個につき）（鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金１２％以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（犬歯・小白歯））	5	新又は現点数／点数等	556.00	462.00	”
M021-02	313026720	コンビネーション鉤（１個につき）（鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金１２％以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（大白歯））	5	新又は現点数／点数等	639.00	531.00	”
M021-03	313038720	磁性アタッチメント（１個につき）（キーパー付き根面板）（根面板の保険医療材料料（１歯につき））（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（大白歯）	5	新又は現点数／点数等	1277.00	1062.00	”
M021-03	313038820	磁性アタッチメント（１個につき）（キーパー付き根面板）（根面板の保険医療材料料（１歯につき））（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（小白歯・前歯）	5	新又は現点数／点数等	935.00	778.00	”

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M021-03	313038920	磁性アタッチメント（1個につき）（キーパー付き根面板）（根面板の保険医療材料料（1歯につき））（銀合金）（大白歯）	5	新又は現点数／点数等	89.00	62.00	【令和8年6月診療分から適用】 令和8年4月30日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M021-03	313039020	磁性アタッチメント（1個につき）（キーパー付き根面板）（根面板の保険医療材料料（1歯につき））（銀合金）（小白歯・前歯）	5	新又は現点数／点数等	66.00	46.00	〃
M023-00	313020620	大連結子（1個につき）（鑄造バー（金銀パラジウム合金（金12%以上）））	5	新又は現点数／点数等	2984.00	2482.00	〃

【令和8年度版】

歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（令和8年5月15日現在）

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
5	C021	CC025	303004270	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者以外の場合））	08	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者以外の場合））	【令和8年6月診療分から適用】	
5	C079	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	08	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	”	
5	C128	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	08	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	”	
5	C157	CC025	303004270	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者以外の場合））	07	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者以外の場合））	”	

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
5	C158	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	07	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	【令和8年6月診療分から適用】	
5	C159	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	07	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	〃	
5	C168	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	07	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	〃	
5	C169	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	06	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	〃	

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
5	C170	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	07	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	【令和8年6月診療分から適用】	
5	C171	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	06	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	〃	
5	C216	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	08	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	〃	
5	C217	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	07	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	〃	

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
5	C218	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	07	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	【令和8年6月診療分から適用】	
5	C219	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	06	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	〃	
5	C220	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	08	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	〃	
5	C221	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	07	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	〃	

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	基本名称	加算識別				
5	C222	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	07	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	【令和8年6月診療分から適用】	
5	C223	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	06	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	〃	
5	C237	CC025	303004270	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者以外の場合））	08	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者以外の場合））	〃	
5	C237	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注5の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	08	基本名称	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2、小児口腔機能管理料の注3の施設基準適合保険医療機関又は在宅療養支援歯科病院の場合（同一建物居住者の場合））	〃	

【令和8年度版】

歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（令和8年5月15日現在）

【きざみテーブル】

変更区分	区分番号	診療行為コード	基本名称	変更箇所	変更後	変更前	備考
5	K006-00	311003270	麻酔管理時間加算（歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔2（麻酔に従事する歯科医師が専従で実施する場合））	きざみ下限値	30	120	【令和8年6月診療分から適用】
5	K006-00	311003370	麻酔管理時間加算（歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔2（麻酔に従事する歯科医師の指導下で麻酔を専従で実施する場合））	きざみ下限値	30	120	”